

障害福祉サービス報酬算定（加算・減算）点検表

別紙2

※昨年度及び今年度（実地指導日現在まで）の該当項目について、太枠欄に「○」を記入してください。

「届出」欄： 都に届出を行っている

「請求」欄： 請求実績（加算・減算に該当）がある（※算定単位、要件等の詳細については、報酬告示等で確認してください。）

就労継続支援B型

施設（事業所）名：

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
地方公共団体が設置している場合		965／1000	地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所の場合		
令和8年6月1日以降新規に指定を受けた場合		984／1000	令和8年6月1日以降新規に指定を受けた指定就労継続支援B型事業所の場合		
定員超過利用減算		70／100	(1) 1日の利用者の数が次の数を超えた場合に減算 ①定員50人以下：定員の150% ②定員51人以上：(定員－50)×125%＋75 (2) 過去3か月の平均利用者数が定員の125%を超えた場合 (注) 定員が11人以下の場合：過去3か月の利用者の平均値が、利用定員の数に3を加えて得た数を超えた場合		
サービス提供職員欠如減算	サービス提供職員が欠如している期間が3か月未満	70／100	指定基準により配置すべき看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員の員数が基準を満たしていない場合に減算 ○1割を超えて欠如した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月までの間 ○1割の範囲内で欠如した場合は、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間		
	サービス提供職員が欠如している期間が3か月以上	50／100	3か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月未満	70／100	指定基準の定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
	サービス管理責任者が欠如している期間が5か月以上	50／100	5か月以上連続して基準を満たしていない場合、減算が適用された5か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間の減算		
就労継続支援B型計画未作成減算	就労継続支援B型計画が作成されていない期間が3か月未満	70／100	就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、未作成月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間の減算		
	就労継続支援B型計画が作成されていない期間が3か月以上	50／100	3か月以上連続して就労継続支援B型計画が作成されずにサービス提供が行われていた場合、減算が適用された3か月目から当該状態が解消されるに至った月までの間の減算		
身体拘束廃止未実施減算		所定単位の1%を減算	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要事項の記録 ②身体拘束等の適正化のための対策検討委員会の定期的開催及びその結果を従業者に周知徹底 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備 ④従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施 ①～④を1つでも満たしていない場合は、基本報酬から減算		

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求
虐待防止措置未実施減算		所定単位の1%を減算	次の基準を、満たしていない場合に、所定単位の1%減算 ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知すること。 ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ③上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
業務継続計画未作成減算		所定単位の1%を減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務計画に従い必要な措置を講じること。		
情報公表未公表減算		所定単位の5%を減算	障害者総合支援法第76条の3の規程に基づく情報公表に係る報告がされていない場合所定の単位数を減算する。		
短時間利用減算		所定単位の30%を減算	就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）を算定している事業所で、 次の基準に該当する場合、所定単位の30%減算 ・平均利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上 ※ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の算定から除外する。		
緊急時受入加算		100/日	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合		
集中的支援加算		1000/日	強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定就労継続支援B型事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月4回を限度として単位数を加算する。		
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	（Ⅰ）	51/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。		
	（Ⅱ）	41/日	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上あって、視覚障害者等との意思疎通に関して専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。		
高次脳機能障害者支援体制加算		41/日	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上あって、高次脳機能障害支援者養成研修を終了した従業者を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表している場合		

加算・減算項目			算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
就労移行支援体制加算（Ⅰ）			-	就労継続支援B型サービス（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、就労支援体制、利用定員、平均月額工賃に応じた所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算			
就労移行支援体制加算（Ⅱ）			-				
利用定員	20人以下	-					
	21人～40人	-					
	41人～60人	-					
	61人～80人	-					
	81人以上	-					
平均工賃月額	4万5000円以上	-					
	3万5000円以上 4万5000円未満	-					
平均工賃月額	3万円以上 3万5000円未満	-	※前年度実績には就労継続支援A型事業所への移行は除く				
	2万5000円以上 3万円未満	-					
	2万円以上 2万5000円未満	-					
	1万5000円以上 2万円未満	-					
	1万円以上 1万5000円未満	-					
	1万円未満	-					
就労移行支援体制加算（Ⅲ）	定員	20人以下	42／日	就労継続支援B型サービス（Ⅳ）、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定している就労継続支援B型事業所であって、前年度において就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月以上就労している者が1名以上いる場合、所定単位数にその前年度実績の人数に乗じた単位数を加算			
		21人～40人	18／日				
		41人～60人	10／日				
		61人～80人	7／日				
		81人以上	6／日				
就労移行支援体制加算（Ⅳ）	定員	20人以下	39／日				
		21人～40人	17／日				
		41人～60人	9／日				
		61人～80人	7／日				
		81人以上	5／日				
就労移行連携加算			1000／回	就労継続支援B型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者と連絡調整等を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援B型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合 ※1回に限り所定単位数を加算			
初期加算			30／日	新たに利用者を受け入れた場合に、利用開始日から起算して30日以内について加算			
訪問支援特別加算	所要時間 1時間未満	187／日	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、計画に基づき、利用者の同意を得て、職員が居宅を訪問し相談援助を行った場合に算定（月に2回まで）				
	所要時間 1時間以上	280／日					
利用者負担上限額管理加算			150／月	利用者負担合計額の管理を行った場合に算定			
食事提供体制加算			30／日	収入が一定額以下の利用者に対して、事業者が食事を提供した場合に算定			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
福祉専門職員 配置等加算	(Ⅰ)	15/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅱ)	10/日	常勤の職業指導員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所に算定			
	(Ⅲ)	6/日	職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は常勤職員のうち勤続3年以上従事している者が30%以上である事業所に算定			
欠席時対応加算		94/回	利用者が急病等により利用を中止した際に、従業者が利用者等への連絡調整等を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録し、相談業務を行った場合に算定（月に4回まで）			
医療連携体制加算	(Ⅰ)	32/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間未満である場合			
	(Ⅱ)	63/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合			
	(Ⅲ)	125/日	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護を行い、看護の提供時間が2時間以上である場合			
	(Ⅳ)	800/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が1人の場合			
		500/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が2人の場合			
		400/日	医療的ケアを必要とする利用者に対する看護を行い、対象利用者が3人以上8人未満の場合			
医療連携体制加算	(Ⅴ)	500/日	医療機関との連携により看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合、看護職員1人につき加算			
	(Ⅵ)	100/日	喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に算定			
重度者支援体制加算	(Ⅰ)	利用定員 20人以下	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の50%以上いる場合に算定			
		利用定員 21人～40人				
		利用定員 41人～60人				
		利用定員 61人～80人				
		利用定員 81人以上				
	(Ⅱ)	利用定員 20人以下	前年度において障害基礎年金1級受給者が、当該年度の利用者数の25%以上50%未満いる場合に算定			
		利用定員 21人～40人				
		利用定員 41人～60人				
		利用定員 61人～80人				
		利用定員 81人以上				

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
目標工賃達成指導員配置加算	利用定員 20人以下	45／日	次のいずれも満たす場合に算定 ①各都道府県が作成した「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している ②指定基準上の職員配置が常勤換算方法で、6:1以上、かつ、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員を加えた職員配置が常勤換算方法で5:1以上である ※目標工賃達成指導員…「工賃向上計画」に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員			
	利用定員 21人～40人	40／日				
	利用定員 41人～60人	38／日				
	利用定員 61人～80人	37／日				
	利用定員 81人以上	36／日				
目標工賃達成加算		10／日	目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算			
送迎加算	(Ⅰ)	21／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定 ※利用定員が20人未満の事業所は、平均的に定員の50%以上が利用している場合			
	(Ⅱ)	10／片道	1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所は平均的に定員の50%以上が利用している）又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定			
障害福祉サービスの体験利用支援加算	(Ⅰ) (初日～5日目)	500／日	障害者支援施設等で就労継続支援B型を利用する者が地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、当該障害者支援施設の従事者が、次の支援を行うとともに当該利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、支援の日数に応じて所定単位に代えて算定 ○体験利用日の昼間の時間帯に介護等の支援を行った ○体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った			
	(Ⅱ) (6日目～15日目)	250／日				
	地域生活拠点等で連絡及び調整に従事する者を配置している場合	(Ⅰ)(Ⅱ)に加えて 50／日				
在宅時生活支援サービス加算		300／日	居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅で支援を行った場合に算定			
社会生活支援特別加算		480／日	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所が、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、医療観察法対象者等の支援を行った場合に算定（支援開始日から起算して3年以内（※1）の期間（※2）算定する） ※1 医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が就労するまで ※2 他の指定障害福祉サービスを行う事業所で社会生活支援特別加算を算定した期間を含む			
地域協働加算		30／日	就労継続支援B型サービス（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と共同して行う取組みによりサービスを行うとともに、当該サービスに係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合 ※サービスを受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算			

加算・減算項目		算定単位	要件等（概要）	届出	請求	
ピアサポート実施加算		100/月	次の①から③までのいずれにも該当する事業所において、障がい者または障がい者であったと都道府県が認める者である従業者であって、地域生活支援事業として行われるピアサポート研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者が、利用者に対して就労及び生産活動について、経験に基づき相談援助を行った場合 ①就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定していること ②ピアサポート研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者を事業所の従業者として2名以上（うち1名は障がい者等とする）配置すること ③②のいずれかの者により、事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること			
福祉・介護職員等 処遇改善加算	（Ⅰ）イ	所定単位の 10.5%※ を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、11.6%			
	（Ⅰ）ロ	所定単位の 10.9%※ を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、12.0%			
	（Ⅱ）イ	所定単位の 10.3% を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	（Ⅱ）ロ	所定単位の 10.7% を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。			
	（Ⅲ）	所定単位の 8.8%※ を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、9.8%			
	（Ⅳ）	所定単位の 7.4%※ を加算	・必要なキャリアパス要件、職場環境要件等を全て満たすこと。 ※指定障害者支援施設にあっては、8.1%			